

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談（6-13）

2. 日時

令和3年1月29日（金） 16時25分～17時30分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田専門職、田邊専門職、上原技術参与、吉村技術参与

三菱原子燃料株式会社

富永執行役員、他9名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

資料1：MSR-21-006 6次申請第2回補正に対するコメントの対応状況

資料2：コメント反映箇所

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。規制庁の有田です。それではただいまより三菱原子燃料の第6次設工認に係る面談を開始します。
0:00:12	本日の面談を
0:00:16	令和2年8月3日に申請があり、令和3年1月8日に第2回補正があった第6次設工認についての面談です。内容としましては、前回1月26日に行いました面談についての回答を本日、
0:00:35	配布資料としてもらってますので、それを踏まえた追加の事実確認に加えて第2回補正申請天端についての事実確認、これらについて行います。
0:00:46	まず規制庁のほうから順番に事実確認をお願いします。
0:00:53	原子力規制庁ナガイです。今1個目の議題でですね、前回の資料なんですけれどもコメントに対する回答なんですけど、ちょっとテレワークしてる関係もあって、
0:01:09	全部見切れてないんじゃないかと思うので。これについては、今日今確認できた範囲でお伝えするというので、どなたかありましたらお願いします。
0:01:37	今、原子力規制庁ナガイです。特に発話がないようですので、一つ目の議題はコメントがあればですね、また別途お伝えする形になると思いますけれども、基本的には直接的な回答していただくのと、補正に反映していただくということで、
0:01:55	お願いしたいと思います。
0:02:01	事業者のよろしいでしょうか。
0:02:07	MNFヤマカワでございます承知いたしました。
0:02:12	原子力規制庁の永井です。それでは本日の
0:02:19	新たな事実確認といいますか我々のほうでも、審査を進めておりまして、最終の取りまとめに向けてですね、幾つか確認をさせていただきたいと思っておりますので、最初に
0:02:34	これまでの申請でもお伝えしていることなんですけれども、先行をして申請した施設が立っ工場等の建物関係であるとか加工棟の
0:02:51	成型工場のあとその下にその内部の加工施設ですね、そういうものが、次回以降、申請するとしていた設計について、申請されていますけれども、
0:03:05	の2次申請まで、これは過去との設計工場棟それからなんですけど、2次申請までの仕様表にですね、次回以降申請予定と明記されていない機能性能に係る
0:03:23	設計も一部当時の申請書には見受けられますけれども、これについては、今回認可を受けようとする設計については仕様表の当該部分に下線を引くな引いてですね。

0:03:38	区別をするようにしてくださいで機能性能に係る認可を今回申請する場合には、申請に必要な設備がすべて申請される時期に、
0:03:53	申請するようになっています。例としてですね、例えばインターロックの場合は、検出端から制御盤、それから作動端までのすべての設備が整った段階で、
0:04:08	し、申請される時期に申請すると、それから非常用電源設備についても、建物の時には副変電所までが申請範囲に入っていましたけれども、その副変電所から非常用発電機間のケーブル、
0:04:26	ですね、DG 本体は 5 次申請されましたけれどもその間が繋がっておりませんので、系統図のほうは添付していただくということにしても継続して昨日、
0:04:42	維持がそのケーブルがですね、申請される時期にして一括して申請をするように、いわゆる借りとするようにしてください。ただその間ですね非常用電源のように、継続して機能維持が
0:04:59	求められるものもありますので、そういうものについては、代替数値であるとか、既設の非常用電源発電機に接続して機能を維持するということを工事の計画等に
0:05:15	明記して説明するようにしてください。
0:05:19	それからあと、4 点ほどちょっと続けてお伝えします。
0:05:25	2 点目なんですけど、申請書の 4813 ページです。これは安全避難通路等の技術基準への適合性説明について記載されているページがあるんですけど、
0:05:42	この中で、あの設計基準事故が発生した場合に用いる照明等及びその専用の電源についての技術基準の要求があるんですけど、す。
0:05:57	まずそこが説明されていまして、過去、想定についてですね、加工事業変更許可申請書の
0:06:08	許可のですね、を踏まえて認可対象設備の方が当然あるわけですけども、設備を明記するようにしてくださいで申請してくださいで認可申請対象の
0:06:24	設備については、該当する建物の仕様表に
0:06:28	該当するというのは、設計基準事故時に使用しますので、設計基準事故が想定されている建物の仕様表に当該設備の設計として、配置であるとか、員数であるとか、
0:06:44	主要等ですね、許可を踏まえて認可を受けるようにしてください。
0:06:52	この点についても次回以降も申請する場合にはその旨を記載するようにしてください。
0:07:01	それから 3 点目になります。ページ数で言いますと 6000 飛んで 38 ページの搬送設備なんですけど、これは単純にちょっとこれ私のほうで読んで不明な点がありましたので、
0:07:18	お伝えするものです。これは添説設の 7-1 表の

0:07:27	ところにですね注記がありまして、dと欄外にですね。
0:07:35	欄外に注5ですね、動力供給停止時の保持機能の注5が記載がありまして、そこに事業許可からの変更点ということだけ。
0:07:49	書いてあるんですけど、ちょっとそのどういうその変更内容がどういうものであったのかっていうのが不明だったので、ちょっと説明をするようにしてください。今日からの変更点リストも確認したんですけど、特に記載がなかったので、
0:08:06	どういう形で変更かっているのは、ちょっと説明をしてくださいで必要があれば、許可からの変更点についてリストの方にも記載するようにしてください。
0:08:20	それから三つ目です。5580。
0:08:24	ページ、
0:08:25	になります。
0:08:27	添付説明書説の 2、5581 ページの添付説明書説の 2 です。
0:08:37	で、ここでですね、11.4 の設 1 という設計番号がありまして、これは水素取り扱う設備機器の接地ですね、接地は地面に接続するという接地です。
0:08:52	について電気技術基準の電気設備技術基準に基づく
0:08:57	液位設置するという記載がございますけれども、
0:09:02	このこれ、一応設計の認可ですので、設置の種別ですね、これはこの添付の説明書の中で結構ですけども、記載するようにしてください。これは社内では、
0:09:19	きちんとやってると思いますけれども、それをの種別によって接地抵抗であるとか、変わってきますので、
0:09:27	そこだけですね。他方機を引用する場合は、今情報条文であるとか、その種別だけ種別を添付の中で説明をするようにしてください。
0:09:42	それから、
0:09:44	五つ目ですけど 5646 ページ。
0:09:48	です。
0:09:49	添説設 2-3-2 表、
0:09:54	があります。これは、
0:09:57	この表はですね、設計基準事故のときの評価でロータリーキルンの中での水素爆発時の評価をした結果が書いてあるんですが、
0:10:12	この時の爆発時の発生応力の評価ですね、ここの判定基準として、この今示されていますけれども、材料の引張強さそのものが、
0:10:27	判定基準になっていますけれども、これが適切かどうかという点について説明をしてください。ここで、
0:10:40	注*の1で出典見てですね、

0:10:48	3か、ごめんなさい。
0:10:52	機械学会規格の
0:11:06	9番出典の9ですね。うんページが、一番下の欄外に9番の
0:11:14	出典が書いてあるんですけど、もうちょっとしたそうですねはい原子発電用原子力設備規格基準規格の材料規格の2012年版を使っているんですが、その引張強さを使ってるんですね。
0:11:32	説明は一応書いてあるんですけども、ここで求めているものは、いわゆる設計基準事故時の
0:11:46	環境、いわゆる圧力であるとか温度であるとか、ここでは爆風圧で、そういう衝撃荷重があるのかないのかもあるんですけど、そういう環境で
0:12:01	設計基準として耐えるダクトとか配管であるという説明をしていただく際に、引張強度のままで使って評価をしているのかどうかですね、いわゆる許容応力を
0:12:19	使わないでいいのかっていう、その考え方はちょっと疑問に残ってますので、考え方として、
0:12:28	通常時は当然通常時の圧力温度で使われるのでその評価になるんですけども、
0:12:37	設計器いわゆる事故時にその機能が期待されるものについては、事故時の環境で壊れないってことを説明をしていただく必要はありますので、
0:12:53	例えば判定値の出典なんか見ても、配管が上下で評価をしているとかって書いてあるんですが、あの爆発時の環境、圧力温度の
0:13:09	で設計しているということをきちんと説明するようにしてください。
0:13:16	今5点お伝えしたんですけど、ここまでどこで何か今の点は基本的に、
0:13:27	別途後日ですね、書面で回答するようにしてください。
0:13:31	何か不明な点があれば、
0:13:36	事業者の方から、
0:13:39	MNF ヤマカワでございます。ただいまいただいた5点、了解いたしました。
0:13:44	後日書面で回答させていただきます。
0:13:48	原子力規制庁ナガイです。それではあと1点ですねちょっと私のほうから最初に申し上げたいんですが、
0:13:59	加工棟の
0:14:01	成形工場の仕様表、これらの636ページ。
0:14:07	になりますけれども、
0:14:11	先に結論からお伝えしますが安全機能を有する施設あり持ちたいですね、安全機能を有する施設のところで設計基準事故がDBAですね、が書いてあるんですが、

0:14:29	その中でですね、
0:14:33	加圧気流輸送配管の破断によるウラン粉末の。
0:14:39	次漏えいですかね。
0:14:46	それが設置さんなのかな。ちょっと疑問点がありましたので粉末の漏えいのときに、
0:14:53	漏えいとそれから気体排気停止による、
0:15:01	第1種管理区域の負圧低下も書いてありますが、その他幾つかここに四つほど書いてますけれども、その発生時の建物への影響についてですね、今回これ申請を
0:15:17	されていると、下線が引いてありますので、申請を受けるということですので、この点については添付説明書の
0:15:26	これは4814ページ以降にですね、技術基準に適合した設計であるということの説明する場所はあるんですが、建物への影響の有無についても、
0:15:41	記載して、
0:15:44	その説明をするようにしてください。
0:15:47	これは後程ですね、一応タナベの方から設備側の設計基準事項の考え方について確認する機会がありますので、その際にもう一度
0:16:03	建物への影響等をスムーズDBA発生時に建物の閉じ込めで期待するものを、がどのように、なっているかっていう間近し事故シナリオも含めて確認しますので、その際に、もう一度、
0:16:21	お伝えしたいと思います。
0:16:24	ナガイの方から以上になります。
0:16:36	三菱原子燃料の中嶋です。コメント承知いたしましたので、先ほどちょっとお話ありました加工棟の各配管も設計基準事故ですけども、加圧配管の事故工場棟成型工場が対象となっておりますので一方では体調を該当。
0:16:56	ております。すべて建物への影響をきちんと舵取りを2回ということで事業説明に期待することは承知いたしました。以上です。
0:17:07	はい。
0:17:08	原子力規制庁ナガイです。今の御説明も含めて、後程設備のところまで出てきたときにもう一度確認したいと思いますので、よろしくお願いします。
0:17:24	MNF ヤマカワです。承知いたしました。
0:17:30	はい。
0:17:36	いや、ナガイですけどアリタさん進めてください。
0:17:42	次の指摘に移りたいと思います。
0:17:51	前回の

0:17:53	これとこの更問ですかね、これがあったと思うんで、これヨシムラさんからお願いします。
0:18:00	規制庁の吉村です。
0:18:03	前回位の面談でコメント回答いただいている点について、ちょっと更問になりますが、
0:18:13	番号で言いますと前回のコメント回答の 2917 番。
0:18:19	そうですね。これ
0:18:23	前回回答をいただいてから、少しそのめの回答。
0:18:28	面談の内容を反映して修正されたと思いますが修正されたものが修正されたものでちょっと確認させていただければと思います。
0:18:41	基本的にはですね
0:18:48	いわゆるインターロック機構に関する内容がですね、適合説明書ですべてカバーされている。
0:18:59	かということをちょっと確認させてもらってますので、前回の回答にありますように修正されたちょっと適合説明書を見させていただかないと各図最終的な確認できませんか。
0:19:15	その中でちょっと注意していただきたいというについて、
0:19:21	注意というか確認をさせていただきたい点について 2 点ほどありますのでお伝えしておきます。
0:19:29	1 点目は前回の回答の中で、
0:19:38	いわゆる事業許可の約束事項の 7-13 に該当する。
0:19:44	1 次バウンダリを構成するケースつき作動端は耐震重要度分類第、
0:19:53	一類のものに
0:19:55	一類のバウンダリに設置されてるものについては同じ耐震クラスにするということを当然その内容自体を付け加えるということですが、これの具体的な該当箇所について、
0:20:13	明示しといていただきたいと思います。一方、具体的には、
0:20:21	インターロックの全体Eについては、ページで言いますと 5995 ページ以降の建設説 6 の付録の 1-1、1 俵に全体が載ってますので、
0:20:34	この中の具体的にここで指摘している部分がどの部分なのかということはこの回答を修正をいただくときにあわせて明示していただきたいと思います。
0:20:49	それから
0:20:52	修正に当たってもう 1 点ちょっと確認したい点があるのですが、これは前回のコメント等、ちょっと 1 回見ていただきたいと思うんですが、2917 番のコメント内容の中で、

0:21:12	あとは、私のほうで質問している内容をちょっと正しく理解してない部分がありましたのでちょっともう1回へのコメント内容について確認。
0:21:25	させていただきます。これはコメントの中の(2)の
0:21:31	6.1 設4の
0:21:34	記載適合説明書の記載内容に対して、実際の設計がどうなってるかという関することに関する問いです。その中で、前回の資料の中に①②って書いてると思いますが、この①に該当する。
0:21:55	部分についての質問の意図についてもう1回御説明したいと思います。
0:22:02	6.1 の設4の
0:22:08	内容は、これはインターロックですね、それと制御部が3類です。
0:22:13	設計されているインターロックの検出端、作動端が一類の機器に設定に設置されている場合には一類にするという記載ですが、①で聞いている内容は、警報設備については第3類であるということは明確に書いてあるのですがそれについて質問しているわけではなく警報設備の
0:22:44	検出端ですね。
0:22:46	3類の警報設備の検出端の
0:22:51	当一類の設備に設置されたものについては一類に一類としてるケースが、先ほどの一覧表からは数件見られます。
0:23:02	この件については事業計画の記載内容を
0:23:06	はインターロックに限定してますので、警報設備についても該当するのではないかという、
0:23:13	確認です。
0:23:15	これも、
0:23:19	結局説明書を修正するとする場合際に念頭に入れて修正をお願いしたいと思います。
0:23:27	以上のことについては
0:23:30	修正案が作成された時点、及びそれに対する
0:23:39	内容について後日書面でいただくときに確認させていただければいいと思います。
0:23:45	以上です。ちょっと長くなりましたがもし質問の意図がわからなくて、わからない点がありました。確認お願いします。
0:23:56	MNFナガトシです。御質問の意図とちょっとあれですね、把握できておらず申し訳ございません。意図は承知しました。こちらのインターロックの整理表のインターロックの耐震重要度分類ですけど、あれはあれですね、



0:24:16	現状のルールについてはですね、インターロックの検出端とかを設定している設備の耐震重要度分類を記載するというルールでございました。この前ご指摘いただいたところについてはですね。最新の適用性というのがですね、
0:24:34	こちらを直すこととしてですね、ご回答を差し上げた者でございます、
0:24:39	こちらも今回ご指摘いただいたところも踏まえてですね、修正の仕方をですね
0:24:48	整理をですね、わかるようにですね、したいと考えます。
0:24:56	以上です
0:24:58	規制庁の吉村です。わかりました。基本的にはいわゆる一覧表で規定している耐震重要度と適合性説明書でお互い整合がないなく落ちがないかということを確認していただければいいと思いますので、よろしくお願いします。
0:25:20	MNF ナガトシです。承知しました。。
0:25:30	続きまして規制庁有田です。
0:25:35	私のほうから建物関係で5点事実確認があるんでこれを全部後で、
0:25:42	後日書面で回答でいただければ構いません。
0:25:46	一つ目。
0:25:48	地震建物の地震関係でこれ集水ピットの図面なんで、ここの厚さが図面で確認できませんので、記載するようにお願いします。
0:26:00	二つ目建物の工事の方法として、112 ページ。
0:26:06	ほぼシリンダ洗浄塔なんですけどここに何か床
0:26:10	掘削する工事はあるのか、これについて説明をしてください。
0:26:15	次建物の工事として二つ目に 1077 ページなんですけどここ見ると、第3核燃料、
0:26:25	準備工事に係る記載があるんですけどこれのちょっと違いについて教えてください。
0:26:31	いう建物講じる三つ目は 1152 ページ、ここを準備工事の項目で第二種管理区域が発生する廃材を不要となる設備機器の処理について。
0:26:44	ほかの工事の方法に展開する必要ないか説明ください。
0:26:49	を建物の外部事象としてで 145 ページ、第2廃棄物処理場の外気取入用ファンの前にある。
0:27:00	前にフィルタがあることを
0:27:03	3688 ページの図ト系6のほうで確認できるのかはちょっとわかんないけど、これを説明してください。これらについては後日書面で回答をお願いします。
0:27:20	三菱原子燃料のタマノイです。承知いたしました。後日書面で回答させていただきます。
0:27:27	今、

0:27:28	はい、原子力規制庁ナガイです。今 5 点についてちょっと追加の確認というか、指摘の趣旨をご理解いただいた上で回答いただきたいので、補足させていただきます。
0:27:44	最初にし、集水ピットの件なんですけれども、
0:27:54	集水ピットについては、図面で確認できないということなんですけれども、これは加工棟の成型工場、
0:28:04	の部分です図面で言うとする 3778 ページの図ト設の液の 17 っていう、
0:28:19	図面がありますけれども、
0:28:21	ここですね、単に寸法だけ書けばいいじゃなくて、
0:28:29	この部分は加工棟の第 2 第 5 次加工棟の成形工場として第二次のときに、認可を受けた範囲なのかどうかっていうところからまず。
0:28:44	確認してください。
0:28:47	で、既認可で何ために、特に寸法とか書いていないならいいんですが、いわゆる建物の地下部分の工程位置であるとか構造であるとか強度が、
0:29:02	全くこの図で示されていないくて、第二次のときにも多分この部分は示されていたという記憶が今私のほうではありませんので、もう一度確認して、2 次にすでに認可済みであるというのであれば、
0:29:19	いいんですけれども、そうでないんであればもう全部の安全機能をですねいわゆる位置であると、構造強度地下部分ですね、鉄筋の話とかですね、はい金の話であるとか、
0:29:34	求められる安全機能をすべての安全機能ですので、今はまずそういうことです。特に注視していただきたいのは、
0:29:48	2 次のときに仮に認可を受けていないんであれば、そういうところに申請漏れがないかどうかということですね、これいつも言ってるんですけど設計の取り扱い管理になると思いますけれども、建物側で申請しようとしているのか。
0:30:06	もしくはこの集水ピットという一つの安全機能番号を持っておりますけれども、その設備側のほうで、いわゆる建物の一部の構造強度の認可を受けようとしているのかっていうのをよく
0:30:22	整理して、前回までの面談でもお伝えしましたがけれども、一つの安全器の番号は一つの
0:30:34	1 ヶ所の仕様表に全部を書きいただくということになりますので、その時に内部の構造物も含めて、設備側で建物の一部を構成する機器であっても設備が出ておるといならそこに
0:30:51	一緒に変えていただく改訂っていうか、まず、あの設計仕様を記載していただいて、それが各荷重に耐える構造であるということを基本方針書なり、この図面の中で必要な寸法を書くようにしてくださいということです。

0:31:11	んでんということなので、2 次の時こういう取り合い管理でですね、既認可でもすでに1 次から5 次までいろんな建物設備にかけて次回以降、先送りしているものに
0:31:27	今回申請漏れがないのか最後まで、また次回以降申請するのかっていうのはよく全体通してですね、もう一度確認していただいて確認した結果というのは次回の
0:31:43	面談で合わせて説明をするようにしてください。
0:31:51	はい。今の1 点目よろしいでしょうか。
0:31:55	三菱原子燃料のナカジマです。ご主旨理解いたしました。再確認して回答させていただきますと思います。
0:32:07	それからですね、あと2 点があるんですけども、1152 ページの準備工事の確認のところになりますけれども、
0:32:23	そこですね。
0:32:25	ちょっと趣旨がわからなかったなので、この場で確認したいんですが、
0:32:32	このページのに4. 3(1)の一番下ですね下から3 行目のなお書きがある今回の補正でですね、一部修正になっている記載がありますd項のdポツの
0:32:49	前段の部分は、第1 種管理区域に設置された設備機器で、いわゆる汚染されてるものは固体廃棄物として保管廃棄するという記載なんですけど、なお書きのところは2 種管理区域内の工事で発生した。
0:33:07	機器等の記載があるんですが、それが保安規定の75 条の3 と書いてあるんですが、これはあれですかねいわゆる放射性廃棄物でない。
0:33:22	ごめんなさい。いわゆるNRですね、放射性廃棄物でない廃棄物のことを行っているんでしょうか。中の
0:33:32	最後の言葉がですね、ということですね最後に、廃棄物として廃棄または有効利用するっていうことは中のいわゆる産業廃棄物として出すつもりで書いているのかその辺がちょっと疑問があったんで。
0:33:50	ちょっと説明していただけますでしょうか。
0:33:55	はい、三菱原子燃料のタマノイです。ご指摘の通りですね第二種管理区域で出た廃棄物に関しましては、当社におきましてNR 廃棄物としてですね、保管いたします。ただ、保安規定の改定のほうで書いてございまして、現在、
0:34:12	当社内でサーベイして、汚染がないことを確認してですね、産廃として所定の処分をするという道もございまして、この方法につきまして、ここに出てきたものでございます。
0:34:30	はい。原子力規制庁ナガイです。なんてすかね設工認では設備の中の工事の一部なんですけれども、保安規定のほうについては、ここの75 条の3 ですか。

0:34:46	認可を受けた方法で処理していただくんですけども、
0:34:54	いずれにしても、
0:34:56	いわゆるNRとしての手順があると思いますので、それに従った廃棄の措置を
0:35:05	保管廃棄なり、廃棄の処置をするようにしてください。
0:35:12	三菱原子燃料の玉内です。承知いたしました。
0:35:17	それから持って最後のところなんですけど、
0:35:22	ですね、これは145ページとそれからのこれ第2廃棄物処理場の
0:35:33	ファンのお話してますけれども、
0:35:35	これはシリンダ洗浄等の仕様表になっていると思いますので、それと
0:35:44	3688ページの図ト系6-5。
0:35:49	で確認できるかっていうことなんですけど、これ仕様表は、今
0:35:56	145ページはして、ここのシリンダ洗浄塔ですので、ちょっと修正をさせていただきます。その上でですね、ちょっとこれは我々のがもし間違ったら、後日回答の中で、
0:36:11	訂正していただければいいんですけど、いわゆるこの左側は偽系統図があつて、
0:36:19	ここですね、いわゆるフィルターを
0:36:23	外気取入用ファンの前に設置するっていう記載があつて、以前中に幾つかこれ、給気外気取り入れのフィルターがいくつか系統があつてですね、一部の系統は、
0:36:39	何か吸気ファンの後ろ側に設置されてるのが、4次のときだったか、見受けられる。
0:36:49	ただことがありますんで、その際は仕様表訂正したりしている。
0:36:55	いったと記憶してますので、もう一度よくその辺を、まずはあの位置関係ですね、それは全体として見ていただいて、この令和ずっと私も再確認したらが記載の通りでいいんじゃないかなとは思いますが、
0:37:11	そういう事例も過去に発生してますので、もう一度見ていただきたいということと、この設置目的ですねフィルターが生物学的事象で設置しているということですので、
0:37:26	単に給気用のファンの後ろに、仮にあったとしたら、それで求められる。虫よけなのかもしれないですか、そういうものが
0:37:43	いわゆる設置の位置が適切かということで、観点でもあわせて確認するようにしていただいて、仮にその吸気ファンの後ろにある

0:37:55	フィルターが後ろにある場合には、それでも給気に影響ないんだという説明を合わせてですね、説明すればいいっていうかも、いわゆる求められる安全機能として、
0:38:13	給気のに影響しないという説明はするようにしてください。もしこれ私のコメント該当しなければ該当なしということで回答いただければ結構です。
0:38:25	ちょっと補足しますと以上になります。
0:38:32	MNFのヤマカワでございます。ただいまの御指摘承知いたしました。確認の上、回答いただきたいと思います。
0:38:44	原子力規制庁ナガイです。それではアリタさんと進めてください。
0:38:53	はい。規制庁有田です。他追加の指摘事項ありますでしょうか。。
0:39:01	はい。規制庁タナベでございます。そうしましたら私のほうから1件ですね、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。ページでいうと、4818ページ、あと4819ページですね。
0:39:21	ここのところは設計基準事故あとは火災の爆発であったりとかの記載がされていると思うんですが、4819ページですね、上段のほうなんですが、こちらですね。
0:39:39	バッチ式小型の焼結炉の記載がございますが、こちらですね、爆発時の炉内爆発時にウラン粉末をラプチャーディスクを通じて室内へ飛散した状態の話をしておりますが、これはず
0:39:58	バッチ式小型焼結炉は今回爆発時に今室内へ飛散させるような設計となっているのかというところ等、あとですね一応上のところの文章で安全機能に他に影響がないということで記載されておりますが、
0:40:16	こどもですね、工場棟成型工場においてあることになると思いますが、例えばですねそういう飛散をしたときに人間系で弁を閉じなければいけなくてアクセスをしなくちゃいけないとか、そういったことって、あり得ないのでしょうかというところの確認でございます。
0:40:34	こちら今可能であれば御説明をいただきたいのですが難しいとしては書面での回答をお願いいたします。
0:40:45	以上です。以上です。
0:40:49	三菱原子燃料のクサマです。今いただきましたご指摘につきましては後日、後日紙面でご回答させていただきます。
0:40:59	はい規制庁田辺です。よろしく申し上げます。
0:41:03	原子力規制庁ナガイです。今の点に関して、そういう、本日の面談の冒頭に冒頭といいますか、前半部分で加工棟成型工場の仕様表ですね。
0:41:20	今回の追加の集票で出てますが636ページの事実確認の中で、
0:41:29	加工棟成型工場で加圧機器の爆発で

0:41:38	いわゆる水素爆発で設計基準事故としている事象は何かありませんという説明があったんですが、この 4819 ページの説明を見ると、
0:41:54	この 10 行目からこのうち焼結炉は
0:42:04	いわゆる工場と成形工場と加工棟成型工場の 2 行上に存在するが、公衆への影響評価の観点から敷地境界に近い加工棟成型工場に設置する連続焼結炉を設計基準事故の対象とすると。
0:42:23	まず記載があります。さらに今、設備側のその構造観ていわゆる圧力逃がし機構を見ると、その前連続焼結炉のスイングドアを開放して室内へ
0:42:39	飛散するという記載があるので、その場合ですね、そういう実行シナリオを想定しているのであれば、最初の話に戻るんですが、建物ないに少なからず、設計基準事故の
0:42:55	影響があるはずで、室内排気筒内まず試算してそれを室内の排気からフルタを通して奥が所の放出すると。
0:43:11	いうシナリオになっているのであれば、そういうそういうことをする建物側のほうでもきちんとその説明をしてくださいということで、最初に指摘したものです。
0:43:26	ですから最初の回答とこの点についてですね、ちょっとどういうふうな考え方で事故シナリオを設定しているのかっていうことですね、シナリオだけでもちょっと説明していただけますように、具体的なの。
0:43:45	設計対応のほうは後日書面で結構ですけれども、
0:43:49	ここは聞く説明いただけますでしょうか。
0:43:58	大変三菱原子燃料のクサマです。まず冒頭と回答にちょっとほぼこうありましたのでちょっとご説明しますとナカジマが御説明しましたのか、配管につきましては、設計基準事故の中にですね、加工棟配管からの粉末漏えいできる設計基準は、
0:44:17	基準事項がございまして、これに関しては、工場棟成型工場ですね、こちらはと設計基準事故の対象となっております。
0:44:26	二つ目ご指摘ありました架構等の成型工場の設計基準までね、ただ単にご指摘の通りですね、焼結炉の水素爆発そ差圧で爆発しないように制御してますがこれが対象となっております。
0:44:46	加工棟成型工場での焼結炉爆発によるウランの漏えいシナリオでございしますが、ナガイのご理解通りですね、基本室内に爆発圧力逃げるんですが建物に影響のない圧力であることを今回の
0:45:04	申請書の中でも御示してありますが、建物に問題ないという評価になっております。

0:45:10	かつですね、漏れたウラン粉末に関しては、永井さんの御理解の通り建屋廃棄のフィルタを通して解消されるというシナリオになってございますかターゲットは以上です。
0:45:22	はい。原子力規制庁ナガイです。ちょっと最初の聞き方が私のほうでも、あまり適切でなかったこちら線が対象とする事項は、今この絵で説明があった通りなんでまあほかの点についても、
0:45:38	いわゆる建物の設備で事故が起きたときにそれを直接局排って言いますか、ダクトとして出すのであれば建物に影響ないという説明で結構ですけど。
0:45:53	一度お部屋のほうに入って
0:45:58	排出して、そこ、そこから部屋の排気系等々して
0:46:06	放出するということであれば、その環境をですね、もちろん、技術基準に戻りますけど、添付説明書だと何ページか戻ると言う4817ページの一番最初にあるんですが、まず安全機能を有する施設は、通常時及び
0:46:24	設計基準事故時に想定されるすべての環境条件においてその安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならないということに対して、いわゆる設計時基準事故時に想定される環境、これは
0:46:44	許可を踏まえると、当然圧力であるとか温度であるとか、その他ですね、その時の幕府月といいますか、そういうのも含めて、まずは環境がどうどういう環境にあるかっていうのを説明した上で、
0:47:04	建物はそれに対して耐えるように設計しているという説明をするようにしてください。
0:47:15	一般的に考えて、これ爆発して建物も飛んでしまうというようなこともありますので、戸建については十分な説明をするようにしてください。
0:47:35	三菱原子燃料のクサマです。建物の安全についての説明の審議ですね、水素爆発の環境条件についてもちょっと関わっていただくように検討したいと思います。以上です。
0:47:49	はい。
0:47:50	私の方から以上です。
0:47:56	アリタさん、続けてください。
0:48:01	はい、ウエハラさんですかね、次の事実確認をお願いします。はい。
0:48:08	規制庁の上原です。
0:48:11	私のほうからですね、負圧の警報装置の
0:48:15	構造配置含めて質問なんですが、これは12月の段階で

0:48:24	差圧系の数がよくわからないという話をしましてですね、例えば第 2 廃棄物処理の例をフロー近く認可処分のですね、計があるということ 3815 ページの系統図で書いていただきましたので、
0:48:41	確認できたんですけど。
0:48:43	1 点斜線で囲われてる低温装置。
0:48:48	この配置図が、
0:48:50	3551 ページ、
0:48:55	これとインターロック盤配置図が 3824 ページ。
0:49:42	申し訳ございません。三菱原子燃料ヤマカワでございます。ちょっとウエハラさんの声が途切れ途切れになってきてないんですけども、
0:49:50	はい。
0:49:51	ゆっくりしゃべりますけど。
0:49:57	後日文面で連絡をいたしますが、
0:50:00	まとめますとですね、第 2 廃棄物処理場で負圧確認個所の差圧計があるという事は、
0:50:09	3815 ページの系統図で確認しましたけれど、
0:50:14	F 負圧警報設備の配置図、これが 3551 ページ。
0:50:20	インターロック盤配置図、それが 3824 ページ。
0:50:25	この関係が不明なんです。
0:50:29	それぞれ別個のもので関係ないということであればですね、シンボルマークで書いてあります負圧警報装置
0:50:38	の構造ですね。同じように提示いただきたいと思います。
0:50:51	本件は後日書面で回答で結構です。
0:50:59	MNF ヤマカワ 承知いたしました。
0:51:05	はい。よろしく願いいたしますウエハラから以上です。
0:51:11	はい。他加の事実確認ありますでしょうか。
0:51:19	原子力規制庁ナガイです。今ちょっと私の方にもあまり聞き取りにくかったんで 1 例で申し上げますと、これが 3551 ページのです。
0:51:33	負圧警報装置の配置図ですね図ト排気 6 の 5 分の 1 ページになりますんで、 ここが
0:51:51	更衣室のところに 691 番の負圧警報装置が、まず設置されているんですけども、
0:52:00	何ページですかね。さっきインターロック図のほうでは、
0:52:06	この位配置関係がですね。
0:52:09	3824 ページです。



0:52:16	失礼しました。
0:52:18	3815 ページですね。
0:52:32	配置がどこにあるのかっていうのとですね、もうちょっとわからなかったと私も見てわからなかったの、そういういろんな関係ですね。
0:52:47	ということで、
0:52:50	一応確認するようにしてください。
0:52:55	以上です。
0:53:11	MNF ヤマカワでございます承知いたしました。
0:53:16	原子力規制庁ナガイです。この辺も多分何か意図して書いてあるのであれば、そういう意図説明していただければいいんですが、先ほどのフィルターの設置位置であるとか、
0:53:32	こういう警報の位置ですね、特に通常といいますか、基本的には建物等あと部屋ですね、いわゆる位置として、一般的といいますか。
0:53:50	まず安全機能を有する施設については、その平面図であるとかこういう配置図で位置だけは位置だけとか一応きちんと特定した上で、構造とか機能を明確にさせていただくという。
0:54:06	観点でですね、今回非常に設備が数多く申請されているので、当然仕様表の基本的な位置の配置図とかを示してますし、そういう環境によっては、管理区域の種別であるとか、
0:54:25	いろんな条件がありますので、もう一度全体通してですね、
0:54:31	この家配置といいまし位置 1 が適切になっているのかで、それは求められる安全機能に対して、設備側としても当然なんですが、それは建物の閉じ込めであるとか負圧の観点からも、
0:54:47	そこにあって、配置してあるということをきちんと認識した上で、設計しているということをされて申請されているということをもう一度全体再確認して補正をするようにしてください。
0:55:05	その結果、同じように、何かこういう
0:55:10	位置が記載が異なって違っているのであれば、その結果を確認した結果として次回の補正後でも結構ですけれども、その面談で説明をするようにしてください。
0:55:25	私の方から以上です。
0:55:34	MNFのヤマカワでございます。ただいまの件承知いたしました。
0:55:41	原子力規制庁ナガイです。アリタさん進めてください。
0:55:46	規制庁有田ですけど、何か指摘ありますか。指摘とか事実確認とか、
0:55:57	規制庁小澤ですけども、聞こえてますから、

0:56:05	MNFヤマカワでございます。聞こえております。
0:56:09	先ほどタナベとナガイのほうからありました。加工棟の連続焼結炉ですね、その話は、許可のときに、基本的に済んでいる話っていうふうに私は理解しておりますので、そのときの説明の内容ですね室内に
0:56:28	室内環境と室内の気排系を通過ってというようなところで、それが周りのその安全機能を有する設備機器に影響ないっていうところも説明が進んでる。
0:56:44	ていうふうに記憶はしてるんですけども今ちょっと許可のときの説明資料だとかということになるので、そういうところを踏まえて、そこら辺を書いて記載していただければ済む話だと思っておりますので、よろしくお願いします。
0:57:05	MNFのヤマカワでございます。ただいまのご指摘承知いたしましたあの
0:57:11	事業許可の段階でも評価しておりますして今回もその辺がわかるようにきちんと記載したいと思えます。
0:57:21	小澤から以上ですよろしくお願いします。
0:57:25	規制庁タナベです。まず事実確認をお願いいたします。これ多分、どこかに載ってるちょっと私が探し切れなかった話なので、回答でどこに載っているっていうのを後日書面にいただければ問題ございません。
0:57:44	先ほど申しあげました設計基準事故の話で今回ロータリーキルンについては配管に逃がすっていうような話になっていたと思うんですけども、ちょっとその配管の設計思想ですね、ここはちょっと申請書のどちらかに載っていたらそのところご教示お願いいたします。
0:58:01	例えばその配管を爆風圧に負けないように、どんどん径を大きくしていくとか、もしくは配管に曲がりを加えて長くしていくとかですねちょっとそういうような設計思想が記載されているところがあったら都度正面で構いませんので、どこに記載されているかちょっと後で教えていただければと思います。よろしくお願いします。
0:58:26	MNF ナガトシです。ご指摘承知しました。書面で回答になっていただきます。
0:58:32	規制庁田邊です。よろしくお願いします。
0:58:36	はい。
0:58:37	原子力規制庁ナガイです。今の点は最初ですね、事実確認の中でもしているんですが、に関連するんですけども、
0:58:54	材料のですね。
0:58:58	これは 5646 ページで爆発時の発生応力の評価をするときに、
0:59:07	当然圧力を減圧するようにボリュウムを大きくして
0:59:17	います。で発生結果として発生応力を小さくすることになっているので、この説明に対応するために、ダクトの寸法であるとか、その容積なのかわかりませんが、この結果を導くときに、

0:59:34	使った設備のサイズであるとか、長さに対応して今回のこの評価に対してどう いう実際のダクトを
0:59:50	配置するといえますかね設計する位置構造強度がどうなってるのかっていう のはちょっと今探せなかったということですので、この関連で合わせて回答 するようにしてください。
1:00:06	MNF ナガトシです。すみません先ほど後ほどって言ったけど、まず、設計時作 られたところに移ってるページですね、5647 ページに書いてございますので、 これをですね本文ではですね、図イ設-37-16 分の 2 か 3 反ですね、そちら に
1:00:26	書いていて、その後ろに排気管ですね、その系とかをですね示してると。
1:00:33	いうふうにございます。
1:00:35	あ、すみません、ページ数を教えていただけますか。
1:00:46	原子力規制庁ナガイです。図イ設の何番何ページになりますでしょうか。
1:00:56	MNF ナガトシです。待ってください。
1:01:29	MNF ナガトシです。ページは 2723 ページですね、こちらにこの
1:01:37	ダクトの図を記載してございます。
1:01:46	原子力規制庁ナガイです。これはロータリーキルンですかね。そうですね。
1:01:55	そうするとこの先ほどの説明の部分はこの図の材料であるとか、寸法を元 にそれで評価していました結果が示されているということですか。
1:02:14	と理解してよろしいですか。
1:02:17	MNF ナガトシです。ご認識で結構でございます。
1:02:22	これがちょっと見つかなかったんで、またこれからの我々のほうでも、最終 的に 1 であるとか構造とか材料ですね、あとはさっき設計思想についてあと文 書でいただきたいのはつかこの中でボリュームが大きい。
1:02:39	それを大きくしてノアのいわゆるバックは増下げという構造といえますか。そう いう機構を
1:02:53	といえますかね。が十分であるということ、の説明後日していただければね そのことが書いてあるんであればそのページを阻止もあわせて記載してい ただければ結構かと思しますので、
1:03:11	ちょっと補足になりますけど、お願いします。
1:03:16	MNF ナガトシです。こちらにですね、その寸法書いてございまして、そうでこれ も手ですね、申し上げます。
1:03:27	原子力規制庁ナガイです。お願いします。
1:03:35	有田さん進めてください。
1:03:38	規制庁アリタですけど他ありますでしょうか。

1:03:47	それじゃあないようでしたらもうこれで今日の面談を終了して後日書面で回答もらったことにしたいと思いますのですがよろしいでしょうか。
1:04:04	MNFのヤマカワでございます。後日の書面で回答したいと思います。
1:04:11	はい、規制庁有田です。これで本日の面談終了したいと思います。それ様でした。
1:04:18	お疲れ様でした。